

4. (3) ① 河川整備計画の概要

対象区間

大臣管理区間、並びに本計画の目標の達成に必要な施策を講じる必要がある指定区間及び流域

対象期間

整備目標に対し河川整備の効果を発現させるために必要な期間として概ね**30年間**

- 治水・利水の目標設定にあたっては、「矢作川水系河川整備基本方針」で示された将来計画に向け、段階的に安全河川整備計画の目標度を向上する計画目標を設定するとともに、その計画規模や整備水準を超える豪雨・高潮・濁水に見舞われたときには、被害を最小化できる信頼性の高い危機管理対策を講じていきます。
- 河川環境面の目標設定にあたっては、従来の矢作川の河川環境の特性を踏まえます。
- 土砂管理の目標設定にあたっては、土砂生産域から海岸まで流域一貫として捉えます。
- 矢作川における治水、利水、環境、総合土砂管理、維持管理等における諸課題を解決し整備計画の目標を達成していくために "流域は一つ、運命共同体" という共通認識を持ち、調和のとれた流域圏全体の持続的発展を目指します。

洪水・高潮等による災害の発生
の防止又は軽減

治水

利水

河川水の適正な利用及び
流水の正常な機能の維持

土砂
管理

総合的な土砂管理

河川
環境

河川環境の
整備と保全

流域は一つ、
運命共同体



4. (3) ② 過去の主要な洪水

矢作川は、過去に幾度も洪水氾濫を繰り返しています。

近年では、記憶に新しい平成12年9月洪水(東海(恵南)豪雨)により、大きな被害が発生しています。

矢作川本川では、平成12年9月洪水以降、大規模な出水は発生していませんが、支川流域では、平成20年8月末豪雨に代表される局所的な豪雨等により、大きな被害が発生しています。

◆主要災害一覧

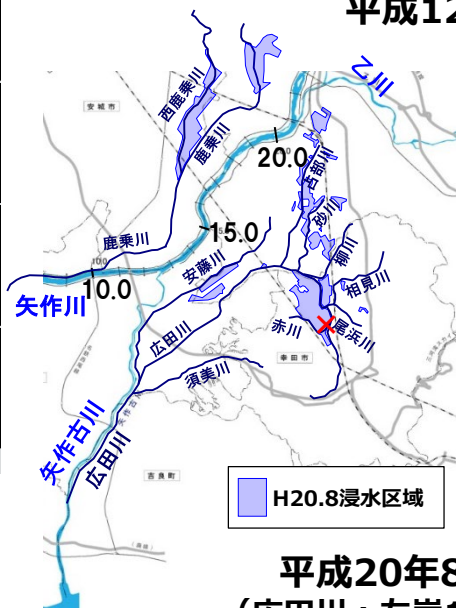
発生年月	要因	被害の内容	岩津地点実績流量
昭和34年9月	伊勢湾台風	全壊及び流失4,235棟、半壊14,188棟、 床上浸水1,990棟、床下浸水3,031棟、 水害区域面積 994ha	約3,600m ³ /s
昭和36年6月	台風と前線	全壊及び流失6棟、半壊53棟、 床上浸水371棟、床下浸水1,090棟、 水害区域面積 5,709ha	約3,300m ³ /s
昭和44年8月	台風7号	全壊及び流失3棟、 半壊床上浸水147棟、床下浸水478棟、 水害区域面積 2,738ha	約3,100m ³ /s
昭和47年7月	梅雨前線及び 台風6, 7, 9号	全壊及び流出452棟、 床上浸水3,877棟、床下浸水16,399棟、 水害区域面積 3,004ha	約2,600m ³ /s
平成12年9月	東海(恵南)豪雨 (秋雨前線及び 台風14号)	全壊及び流失26棟、半壊23棟、 床上浸水790棟、床下浸水1,962棟、 水害区域面積 1,798ha	約4,300m ³ /s [6,200m ³ /s]
平成20年8月	平成20年8月末豪雨	全壊及び流失5棟、半壊0棟、 床上浸水951棟、床下浸水1,927棟、 水害区域面積 547ha	約740m ³ /s

出典：S34「愛知県災害誌」、S36年以降「水害統計」

[]書き：ダム戻し流量



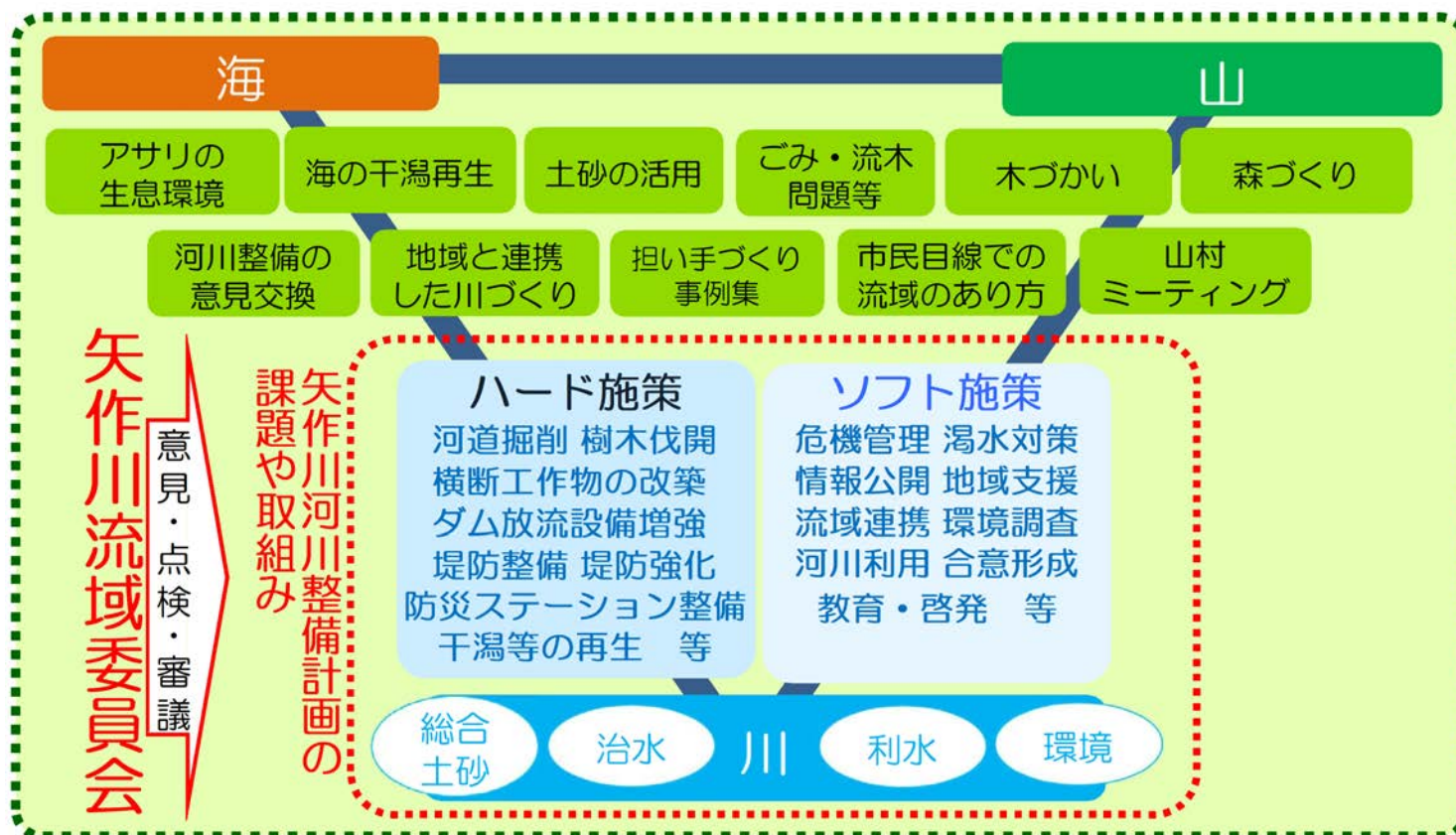
平成12年9月洪水



平成20年8月洪水
(広田川：左岸10km付近)

4. (3) ③ 矢作川河川整備計画に対する流域委員会との係わり

矢作川水系河川整備計画策定後、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、整備計画の点検を目的として、河川に関する学識経験を有する方々を委員とした「矢作川水系流域委員会」を設置しました。



矢作川流域圏内における課題や取組み

情報共有・意見交換・協働

矢作川流域圏懇談会

4. (3) ③ 矢作川河川整備計画に対する流域委員会との係わり

第4回 矢作川水系流域委員会の開催

矢作川水系河川整備計画策定後、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう整備計画の点検を目的として、河川に関する学識経験を有する委員を集めて「矢作川水系流域委員会」を適宜開催しています。

今回「第4回 矢作川水系流域委員会」を開催し、最近の河川事業を取り巻く話題、矢作川水系河川整備計画の進捗状況（河川の維持に関する事項）についての報告に対して、意見を頂きました。

【開催概要】

日時：令和3年10月18日（月）
13：00 - 14：45

会場：WEB開催

【主な議事】

- ・最近の河川事業を取り巻く話題
- ・矢作川水系河川整備計画の進捗状況（河川の維持に関する事項）



辻本 哲郎 委員長



内田 臣一 委員



小野 悠 委員



山本 敏哉 委員



溝田 大助 委員



豊橋河川事務所 所長



豊橋河川事務所



小池 則満 委員



戸田 祐嗣 委員



松本 嘉孝 委員

【主な意見】

- ・利水ダム等の事前放流に関して、効果を定量的に示せると良い。
- ・治水上、樹木伐採等の維持管理が必要であることは認識するが、生態系に配慮した樹木伐採を進めてほしい。
- ・河道管理の効率的な実施へ向けて、航空レーザ測量等を活用することは良いことである。
- ・洪水ハザードマップの普及率・認識率向上のため、普及へ向けた取り組みを流域全体で進めてほしい。
- ・水質事故について、わかる範囲で事故原因、被害範囲等についても整理して示した方が良い。
- ・今後、鶴の首狭窄部の掘削工事が進められるが、工事箇所のモニタリングを行い、結果を公表してもらいたい。
- ・刈草や伐採木の無償提供について、処理費用の削減や資源の有効利用という観点でとても良い取り組みである。引き続き、普及促進のための取り組みを進めてもらいたい。

4. (3) ④ 治水 (水防災意識社会の再構築)

矢作川圏域大規模氾濫減災総合協議会の開催

～矢作川水防災協議会(国事務局)、矢作川洪水予報連絡会(国事務局)、矢作川水防連絡会(国事務局)
矢作川圏域水防災協議会(県事務局)の合同開催～

- 矢作川の洪水から流域住民の命を守り、社会経済被害の最小化を目指す「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組として、国や愛知県管理区間の関係機関が一堂に会して、矢作川や矢作川圏域の減災に係る取組方針を平成28年度に策定するとともに、その後、関係機関の連携・協力により、ハード及びソフト対策を計画的に推進してきたところです。
- 今回の総合協議会では、平成28年度から5か年で実施してきた取組み内容を振り返るとともに、今後5か年で更に推進していく取組内容を決定しました。
- 流域治水プロジェクトの対策メニューを盛り込む事を踏まえ、新たに愛知環状鉄道株式会社、国土交通省中部運輸局鉄道部に参画いただきました。

【開催概要】

日時: 令和3年5月14日(金) 10:00～11:30

会場: WEB開催

出席者: ■矢作川水防協議会

岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町、豊田加茂建設事務所、西三河建設事務所、知立建設事務所、愛知県建設局・防災安全局、名古屋地方气象台、愛知環状鉄道(株)、中部電力(株)越戸水力制御所、陸上自衛隊豊川駐屯地、中部運輸局鉄道部、矢作ダム管理所、豊橋河川事務所

■矢作川洪水予報連絡会

岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、愛知県建設局・防災安全局・警察本部、名古屋地方气象台、中部電力(株)越戸水力制御所、陸上自衛隊豊川駐屯地、(一財)河川情報センター名古屋センター、矢作ダム管理所、豊橋河川事務所

■矢作川水防連絡会

岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、豊田加茂建設事務所、西三河建設事務所、知立建設事務所、西三河県民事務所、豊橋河川事務所

開催状況(WEB)



【主な内容】

矢作川水防災協議会

- ・ 新たな取組事例紹介として、令和3年3月26日に策定された矢作川水系流域治水プロジェクトについて、プロジェクトに位置付けた各構成員の対策内容、ロードマップの概要を説明した。
- ・ 平成28年度から5か年で実施してきた取組み内容の概要を説明するとともに、今後5か年で更に推進していく取組内容について説明した。
- ・ また、新たに実施していく内容として、流域治水プロジェクトの対策メニューを盛り込むことを説明し、了解された。

矢作川洪水予報連絡会

- ・ 洪水予報に関する新たな取組として、臨時の洪水予報、洪水予警報(6時間先予測)の変更等について、話題提供した。
- ・ 洪水予報連絡会の令和2年度事業報告、令和3年度事業計画(案)を説明するとともに、令和2年7月出水時の洪水予報の発令状況を説明した。

矢作川水防連絡会

- ・ 水防に関する新たな取組として、避難情報の見直し(高齢者等避難、避難指示)等について、話題提供した。
- ・ 水防連絡会の令和2年度事業報告、令和3年度事業計画(案)を説明するとともに、令和2年7月出水時の水防警報の発令状況を説明した。

4. (3) ④ 治水 (水防災意識社会の再構築)

「水防災意識社会」の再構築ビジョン

平成27年12月

「水防災意識社会 再構築ビジョン」の策定

- ・平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防決壊等により浸水戸数は約一万棟、孤立救助者数は約四千人となる等、甚大な被害が発生しました。
- ・これを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。
- ・この答申では、「施設的能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとしています。
- ・この答申を踏まえ、平成27年12月11日に「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定しました。

平成29年6月

「水防法等の一部を改正する法律」の施行

- ・平成28年8月には、台風10号等の一連の台風によって、北海道・東北地方の中小河川等で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生しました。
- ・この災害を受け、とりまとめられた同審議会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行されました。

平成29年6月

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画のとりまとめ

- ・平成29年の水防法等の施行と合わせて、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成29年6月20日に国土交通省としてとりまとめました。

平成31年1月

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- ・平成30年7月豪雨では、広域かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200名を超える死者・行方不明者と3万棟近い家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生しました。
- ・これを受けて取りまとめられた同審議会の答申では、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされています。
- ・これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成31年1月29日に改定しました。
- ・国土交通省では、「水防災意識社会」の取組をより一層、充実・加速化させ、一刻も早い再構築を目指します。

令和2年7月

流域治水プロジェクトへの転換

水ビジョンと流域治水プロジェクトの連携が必要

- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があります。
- ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7つの水系での「緊急治水対策プロジェクト」などと同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に必要な対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速してまいります。

【出典：国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki/pro/index.html>】

4. (3) ④ 治水 (水防災意識社会の再構築)

1. 概ね5年間で実施した取組み

(1) 逃げ遅れゼロに向けた取組み

1) 矢作川の歴史、自然、防災知識の普及の取組み

- ① 住民、教育機関(小、中、高、大等)、企業等への出前講座の実施、みずから守るプログラムの活用
- ② 地元との合同巡視の実施
- ③ 治水と環境が調和した矢作川への理解を促す親水空間の整備、維持管理、活用



2) わかりやすい情報提供等

- ① 住民へのわかりやすい避難情報の発信の検討
- ② 市町が避難に関する情報を発信するために必要な情報の検討
- ③ 「洪水ハザードマップ」及び「まるごとまちごとハザードマップ」の作成着手等
- ④ 国・県による洪水ハザードマップ作成支援
- ⑤ 避難場所、避難ルートの検討
- ⑥ 避難勧告等発令エリアの検討
- ⑦ 防災情報伝達ツールの改良・開発
- ⑧ 水害リスクの高い区間の監視体制の整備



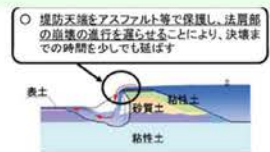
3) タイムラインの作成

- ① 避難勧告等の発令に着目し、市町・県・国が連携したタイムラインの作成

防災準備	土砂災害	交通サービス	避難所	防災
3日前 ○避難所 ○避難に関する関係機関 ○避難所等の確認 ○協力機関の体制確認	3日前 ○土砂災害 ○土砂災害の発生 ○土砂災害の発生	3日前 ○交通サービス ○運行停止手 ○運行停止手 ○運行停止手	3日前 ○避難所 ○避難所 ○避難所	3日前 ○防災 ○防災 ○防災

4) 危機管理型ハード対策

- ① 堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強



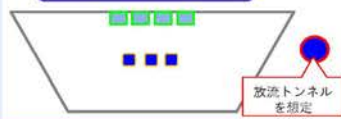
(2) 社会経済被害の最小化を目指した取組み

1) 洪水氾濫を未然に防ぐ対策

- ① 鶴の首狭窄部の開削に向けた取組み、② 堤防整備、③ 河道掘削等
- ④ 矢作ダム操作方法の検討、⑤ 既設ダムの洪水調節機能強化

矢作ダム再生事業

放流能力の増強後



2) 堤防の強化

- ① 護岸整備、浸透対策の実施

3) 矢作ダムの堆砂対策

- ① 堆積土砂の掘削・浚渫の実施
- ② 恒久堆砂対策施設の検討

4) 水防活動の強化

- ① 実働訓練の実施
- ② 河川管理者と水防団等の情報共有
- ③ 水防活動の担い手の確保対策
- ④ 堤防道路と主要道路との接続



5) 河川防災ステーション及び防災拠点等の整備

- ① 河川防災ステーション及び防災拠点の整備
- ② 堤防道路と主要道路との接続 ※再掲



6) 危機管理型ハード対策 ※再掲

8) 排水計画・復旧計画の検討

- ① 排水計画の検討
- ② 堤防決壊シミュレーションの実施
- ③ 堤防道路と主要道路との接続 ※再掲



7) 流域住民と協働した河川の治水機能等の保全に関する取組み

- ① 住民の活動支援方法の検討
- ② 流域住民への働きかけ



4. (3) ④ 治水（水防災意識社会の再構築）

2. 次期取組について（1）今後更に推進していく取組内容

項目	関連する取組内容
(1) 防災教育の指導計画の作成支援	(1) - 1) 矢作川の歴史、自然、防災知識の普及の取組み
(2) 公共施設や災害拠点病院等への情報伝達体制・方法の検討	(1) - 2) わかりやすい情報提供等
(3) 公共施設や災害拠点病院等の耐水化や非常用電源等の必要な対策の実施	(1) - 2) わかりやすい情報提供等
(4) 不動産関連事業者への水害リスクの最新情報の説明	(1) - 2) わかりやすい情報提供等
(5) 隣接市等への広域避難体制を構築	(1) - 2) わかりやすい情報提供等
(6) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・避難訓練を実施	(1) - 2) わかりやすい情報提供等
(7) 多様な関係機関、住民等の参加による水防訓練の実施	(2) - 4) 水防活動の強化
(8) 水防団の募集、自主防災組織、企業等の参画を促す為の広報を実施	(2) - 4) 水防活動の強化
(9) 住民の活動支援方法の検討	(2) - 7) 流域住民と協働した河川の治水機能等の保全に関する取組み

4. (3) ④ 治水 (水防災意識社会の再構築)

2. 次期取組について (2) 新たに実施していく内容

- R3年度以降の取組方針は、基本的には現行の取組内容を踏襲するものとする。
- 新たに実施していく内容として、**流域治水プロジェクトの対策メニュー**を盛り込む。

新取組方針(R3年度以降)

現行の取組方針
(平成28年度～令和2年度)

現行の取組方針の継続

- ・取組を推進させるため2～3年で実施していく取組を作成(アンケート結果の反映)

流域治水プロジェクト
の対策メニュー
(新規追加)

流域治水プロジェクトの対策メニュー(新規追加)



【ロードマップ】

※スケジュールは、今後の事業進捗によって変更となる場合があります。 ※各対策による県上げでは、代表的な市町を記載しています。
※■■■■■:対策実施に向けた調査・検討期間を表す。

区分	対策内容	実施主体	工期		
			短期	中期	中長期
対策を進められるだけ 早く、減らすための 対策	堤防整備	豊橋河川事務所 豊橋市	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	河川掘削・樹木伐採	豊橋河川事務所 豊橋市、岐阜県	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	橋梁改築	豊橋市、豊田市	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	遊水地整備	豊橋市	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	矢作ダム再生	豊橋河川事務所	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	閉鎖ダム等8ダムにおける事業経済等の実施、 体別調査	矢作ダム管理課、豊橋市、 中部電力(株)	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	下水道(雨水)整備、水田貯留事業、遊水区域の 保全	豊田市、岡崎市等	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	森林整備・保全、治山施設の整備、河川林整備、 砂防施設整備	豊橋市、岐阜県、豊橋市、 中部電力(株)等	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	防災・減災のための住まいや土地利用	豊田市、岡崎市等	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	土地利用規制・誘導(災害危険区域等)	豊田市、岡崎市等	■■■■■	■■■■■	■■■■■
被害対象を減少 させるための対策	防災訓練等の実施、広域防災ネットワークの 構築、非公式避難計画の策定	豊橋河川事務所	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	緊急避難施設確保計画の作成促進と避難の 実態把握	豊田市、岡崎市等	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	「みずから守るプログラム」の普及促進	豊橋市	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	防災訓練・復興の ための対策	豊田市、岡崎市等	■■■■■	■■■■■	■■■■■
被害の軽減、 早期復旧・復興 のための対策	防災訓練、防災訓練の促進、ハードマップの 周知、並走型ハードマップの作成、住民の災害 リスクに対する理解促進等の実施	豊橋河川事務所	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	河川リスクの高い区域の管理体制の整備、 水害リスク回避型の開発	豊橋河川事務所	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	土砂災害リスク情報の現地表示 土砂災害警戒区域等の指定・周知	豊橋市、岐阜県、豊橋市	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	「みずから守るプログラム」の普及促進	豊橋市	■■■■■	■■■■■	■■■■■

気候変動を踏まえた
更なる対策を推進

【事業費 (R2年度以降の概算事業費)】

- 河川対策
全体事業費 約1,600億円 ※1
対策内容 堤防整備、河川掘削、樹木伐採
堤防新築対策、橋梁改築、
遊水地整備、
矢作ダム再生 等
- 下水道
全体事業費 約700億円 ※2
対策内容 下水道等の排水施設整備、
下水道施設の耐水化

4. (3) ④ 治水 (水防災意識社会の再構築)

3. 今後5年間で実施する取組 (新旧対比表)

現行

(1) 逃げ遅れゼロに向けた取組み

1) 矢作川の歴史、自然、防災知識の普及の取組み

- ① 住民、教育機関(小、中、高、大等)、企業等への出前講座の実施、みずから守るプログラムの活用
- ② 地元との合同巡視の実施
- ③ 治水と環境が調和した矢作川への理解を促す親水空間の整備、維持管理、活用



2) わかりやすい情報提供等

- ① 住民へのわかりやすい避難情報の発信の検討
- ② 市町が避難に関する情報を発信するために必要な情報の検討
- ③ 「洪水ハザードマップ」及び「まるごとまちごとハザードマップ」の作成着手等
- ④ 国・県による洪水ハザードマップ作成支援
- ⑤ 避難場所、避難ルートの検討
- ⑥ 避難勧告等発令エリアの検討
- ⑦ 防災情報伝達ツールの改良・開発
- ⑧ 水害リスクの高い区間の監視体制の整備



3) タイムラインの作成

- ① 避難勧告等の発令に着目し、市町・県・国が連携したタイムラインの作成

関係機関	自治体	国土交通省	交通サービス	市町村	住民
避難勧告の発令	○台風予報				
避難勧告の発令	○台風に關する記者会見 ○連絡体制等の確認	○交通サービス ○広域避難体制	○防災用品 ○避難体制等の確認	○避難勧告の発令	
避難勧告の発令	○台風に關する記者会見(特別警報) ○台風・決水等警報 ○エリアの調整	○交通サービス ○広域避難体制	○避難勧告の発令	○避難勧告の発令	
避難勧告の発令	○台風に関する記者会見(特別警報) ○台風・決水等警報 ○エリアの調整	○交通サービス ○広域避難体制	○避難勧告の発令	○避難勧告の発令	
避難勧告の発令	○台風に関する記者会見(特別警報) ○台風・決水等警報 ○エリアの調整	○交通サービス ○広域避難体制	○避難勧告の発令	○避難勧告の発令	
避難勧告の発令	○台風に関する記者会見(特別警報) ○台風・決水等警報 ○エリアの調整	○交通サービス ○広域避難体制	○避難勧告の発令	○避難勧告の発令	

4) 危機管理型ハード対策

- ① 堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強

○ 堤防天端をアスファルト等で保護し、法尻部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



※黒字は現行と同様、緑字は新規追加、赤字は流域治水メニューです。

新

(1) 逃げ遅れゼロに向けた取組み

1) 広域避難計画の検討実施

- ① 避難場所、避難ルートの検討
- ② 避難場所・避難路の整理
- ③ 防災拠点の整備
- ④ 広域防災ネットワークの構築

2) 教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練

- ① 住民、教育機関(小、中、高、大等)、企業等への出前講座の実施、みずから守るプログラムの活用

3) 要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進

- ① 住民へのわかりやすい避難情報の発信の検討
- ② 避難場所、避難ルートの検討
- ③ 要配慮者施設避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保



4) 多機関関連型タイムライン作成

- ① 避難勧告の発令に着目し、国・県・市が連携したタイムラインの作成

関係機関	自治体	国土交通省	交通サービス	市町村	住民
避難勧告の発令	○台風予報				
避難勧告の発令	○台風に關する記者会見 ○連絡体制等の確認	○交通サービス ○広域避難体制	○防災用品 ○避難体制等の確認	○避難勧告の発令	
避難勧告の発令	○台風に關する記者会見(特別警報) ○台風・決水等警報 ○エリアの調整	○交通サービス ○広域避難体制	○避難勧告の発令	○避難勧告の発令	
避難勧告の発令	○台風に関する記者会見(特別警報) ○台風・決水等警報 ○エリアの調整	○交通サービス ○広域避難体制	○避難勧告の発令	○避難勧告の発令	
避難勧告の発令	○台風に関する記者会見(特別警報) ○台風・決水等警報 ○エリアの調整	○交通サービス ○広域避難体制	○避難勧告の発令	○避難勧告の発令	
避難勧告の発令	○台風に関する記者会見(特別警報) ○台風・決水等警報 ○エリアの調整	○交通サービス ○広域避難体制	○避難勧告の発令	○避難勧告の発令	

5) わかりやすい防災情報提供

- ① 住民へのわかりやすい避難情報の発信の検討
- ② 市町が避難に関する情報を発信するために必要な情報の検討
- ③ 「洪水ハザードマップ」及び「まるごとまちごとハザードマップ」の作成着手、ハザードマップの周知等
- ④ 防災情報伝達ツールの改良・開発
- ⑤ 水害リスクの高い区間の監視体制の整備
- ⑥ 住民の水害リスクに対する理解促進の取組
- ⑦ 水害リスク空白域の解消

4. (3) ④ 治水 (水防災意識社会の再構築)

3. 今後5年間で実施する取組 (新旧対比表)

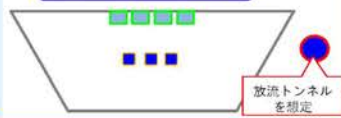
(2) 社会経済被害の最小化を目指した取組み **現行**

1) 洪水氾濫を未然に防ぐ対策

- ① 鵜の首狭窄部の開削に向けた取組み、② 堤防整備、③ 河道掘削等
- ④ 矢作ダム操作方法の検討、⑤ 既設ダムの洪水調節機能強化

矢作ダム再生事業

放流能力の増強後



2) 堤防の強化

- ① 護岸整備、浸透対策の実施

3) 矢作ダムの堆砂対策

- ① 堆積土砂の掘削・浚渫の実施
- ② 恒久堆砂対策施設の検討

5) 河川防災ステーション及び防災拠点等の整備

- ① 河川防災ステーション及び防災拠点の整備
- ② 堤防道路と主要道路との接続 ※再掲



6) 危機管理型ハード対策 ※再掲

8) 排水計画・復旧計画の検討

- ① 排水計画の検討
- ② 堤防決壊シミュレーションの実施
- ③ 堤防道路と主要道路との接続 ※再掲



現行

4) 水防活動の強化

- ① 実働訓練の実施
- ② 河川管理者と水防団等の情報共有
- ③ 水防活動の担い手の確保対策
- ④ 堤防道路と主要道路との接続



7) 流域住民と協働した河川の治水機能等の保全に関する取組み

- ① 住民の活動支援方法の検討
- ② 流域住民への働きかけ



※黒字は現行と同様、緑字は新規追加、赤字は流域治水メニューです。

(2) 社会経済被害軽減の最小化を目指した取組み **新**

6) 水防計画の立案・水防活動の強化

- ① 地元との合同巡視の実施
- ② 治水と環境が調和した豊川への理解を促す親水空間の整備、維持管理、活用
- ③ 河川防災ステーション及び防災拠点の整備
- ④ 実働訓練の実施
- ⑤ 河川管理者と水防団等の情報共有
- ⑥ 水防活動の担い手の確保対策
- ⑦ 堤防道路と主要道路との接続
- ⑧ 住民の活動支援方法の検討
- ⑨ 流域住民への働きかけ
- ⑩ 排水計画の検討
- ⑪ 堤防決壊シミュレーションの実施
- ⑫ 災害時及び災害復旧に対する支援



◆自治会・企業・学生による水防工法(月の輪工法) 2019年豊川・矢作川連合総合水防演習・広域連携防災訓練

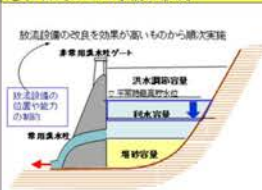
7) 流域治水を踏まえたハード対策

- ① 堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強
- ② 鵜の首狭窄部開削に向けた取組み
- ③ 堤防整備 ④ 河道掘削 ⑤ 遊水地整備
- ⑥ 矢作ダム再生
- ⑦ 河川管理施設の適切な維持管理
- ⑧ 護岸整備、浸透対策の実施
- ⑨ 堆積土砂の掘削・浚渫の実施
- ⑩ 恒久堆砂対策施設(矢作ダム)の検討
- ⑪ 耐震対策・粘り強い堤防の検討
- ⑫ 貯留区域内の避難路整備(冠水対策)の検討
- ⑬ 地下貯留浸透施設の整備検討

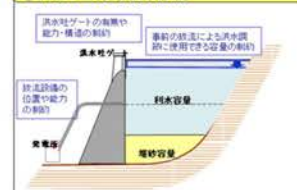


◆広田川菱池遊水地イメージ

① 多目的ダムの事前の放流



② 利水ダムの事前の放流



◆既設ダム洪水調節機能強化

出典：
既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議 (第1回)
国土交通省説明資料

4. (3) ④ 治水 (矢作川水系流域治水プロジェクト〔補足〕)

① 矢作川の水災害に備えて「流域治水」への転換

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、
 - ①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

1st 近年、各河川で発生した洪水・内水被害に対応

【全国の一級水系での『流域治水プロジェクト』】

- ・国管理河川においては、戦後最大規模洪水へ対応
- ・都市機能が集積している地区等において、既往最大の降雨による内水被害へ対応 (床上浸水を概ね解消)

主な対策

- 〔ハード対策〕
 - ・危険個所における水位低下対策 (河道掘削等)
 - ・壊滅的被害を防ぐための堤防強化対策
 - ・事業中のダム・調節池等の早期効果発現
 - ・雨水貯留施設等の貯留・排水施設の整備
 - ・排水機場や下水道施設の耐水化
- +
- 〔ソフト対策〕
 - ・利水ダム等既存施設の徹底活用 (事前放流、改良)
 - ・自然地の遊水機能の保全・活用
 - ・水害リスクを踏まえたまちづくり計画等への反映
 - ・近年の災害等を踏まえたBCPの継続的な見直し等

【イメージ】〇〇川流域治水プロジェクト

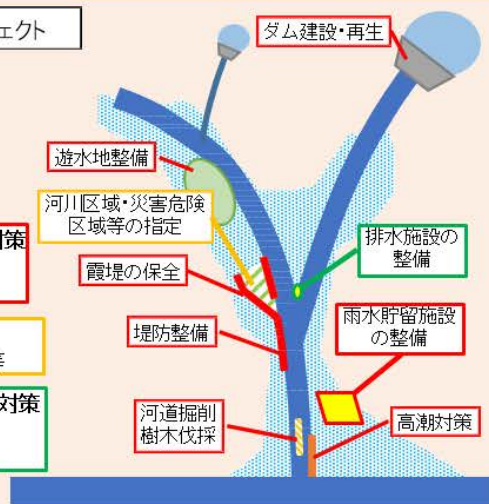
★戦後最大(昭和XX年)と同規模の洪水を安全に流す
 ……浸水範囲(昭和XX年洪水)

(対策メニューのイメージ)

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 ・堤防整備、河道掘削
 ・ダム建設・再生、遊水地整備等

■被害対象を減少させるための対策
 ・土地利用規制・誘導 等

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 ・水位計・監視カメラの設置
 ・マイ・タイムラインの作成等



2nd

気候変動で激甚化する洪水・内水による被害を回避

【気候変動適応型水害対策の推進】

- ・治水計画を、「過去の降雨実績に基づくもの」から、「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、抜本的な治水対策を推進
- ・気候変動による影響を踏まえた雨水管理総合計画に基づく対策を実施

速やかに着手

気候変動による影響を踏まえた河川整備基本方針や河川整備計画の見直し

4. (3) ④ 治水 (矢作川水系流域治水プロジェクト〔補足〕)

② 矢作川の水災害に備えて「流域治水」への転換

- 令和3年3月に第4回流域治水協議会を開催し、流域治水プロジェクトを策定。
- 今年度は、各構成員の取り組み状況を確認、共有していく予定。

■第4回矢作川水系流域治水協議会を開催 (R3. 3. 26)

近年の激甚化・頻発化する水害に備え、矢作川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進することを目的として、「矢作川流域治水協議会」を適宜開催しています。

今回「第4回 矢作川流域治水協議会」を開催し、関係者の取り組み内容を相互に確認すると共に、「矢作川水系流域治水プロジェクト」を策定し、今後の「流域治水」に向けて意見を頂きました。

【開催概要】

日時：令和3年3月26日（金）
13：30 - 14：30

会場：WEB開催

【主な議事】

- ・ 矢作川流域治水協議会規約の改定について
- ・ 「矢作川水系流域治水プロジェクト」の策定について

協議会開催状況 (WEB)



【主な意見】

- ・ 矢作川流域治水協議会規約の改定案が決議されました。「矢作川水系流域治水プロジェクト」が承認され、策定されました。
- ・ 岡崎市：水害から暮らしを守る強靱な都市づくりを目標に、雨水ポンプ場・下水道・農業用ため池の整備、止水版設置補助、矢作川避難計画の策定等、様々な対策を進めていく。
- ・ 碧南市：国が整備を進めている防災拠点に関しては、水防活動拠点や一時避難所となるため、市として積極的に事業推進の協力をしていく。
- ・ 豊田市：特定都市河川浸水被害対策法等の改正に伴い、是非、矢作川の特定都市河川への指定をお願いしたい。
着実な対策の推進を図ることを目指し、マイタイムラインの策定等の治水対策を進めていく。
- ・ 安城市：農業者の協力を得て、「水田貯留」を始め、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用する「グリーンインフラ」の取組を通して、持続可能でより水害に強いまちづくりを推進する。
- ・ 西尾市：内水による被害の発生頻度が高いため、排水機による事前放流や雨水ポンプ場の耐水化による排水機能の確保により、被害を最小限にする対策を実施していく。
- ・ 幸田町：引き続き風水害ハザードマップ等の利用による避難情報の周知に力を入れていく。
- ・ 中部電力(株)：関係機関との連絡体制、情報共有体制の構築を進めていく。
- ・ 林野庁中部森林管理所：森林の有する水源涵養機能や土砂流出・崩壊防止機能の向上を図ることにより、流域治水対策を推進していく。